

様式第96号 [刑訴第260条]
規程第58条

処 分 通 知 書

最高検刑第339号
平成24年11月9日

八木啓代 (告発人代表)
ほか113名 (別紙記載のとおり) 殿



中 村 孝



貴殿らから平成24年9月22日付け, 同月23日付け, 同月24日付け, 同月25日
付け, 同月26日付け及び同月27日付けで告発のあった次の被疑事件は, 下記のとおり
処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 (1)田代政弘, (2)佐久間達哉, (3)木村匡良
- 2 罪 名 虚偽有印公文書作成・同行使
- 3 事 件 番 号 (1)平成24年検第93号, (2)平成24年検第94号, (3)平成24年検第95号
- 4 処分年月日 平成24年11月9日
- 5 処 分 区 分 不 起 訴

- (注意)
- 1 事例に応じ, 不要の文字を削ること。
 - 2 告訴(発)人に郵送して交付するときは, 必要に応じ配達証明郵便によること。
 - 3 記名押印の上, 通知すること。